

土砂の埋立て等には 許可が必要になります

令和2年10月1日施行

面積3,000平方メートル以上、
かつ高さ1メートル以上の土砂の埋立て等を行う時は、
原則、佐賀県の許可を受ける必要があります。



許可を受けないで埋立て等を行った場合、
2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に
処される場合があります。

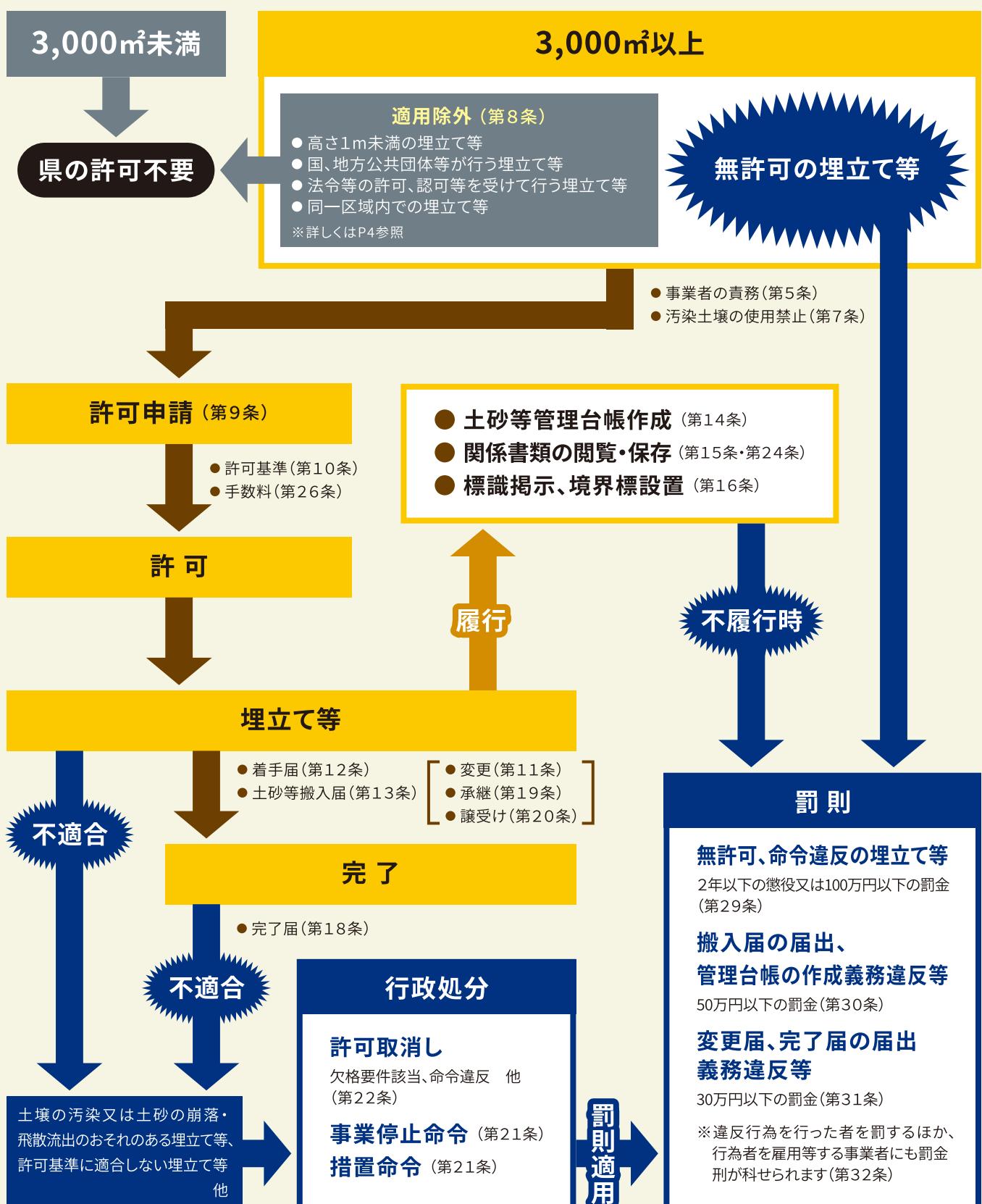
佐賀県では、県民の生活環境の保全と生活の安全のため、令和2年3月に
「佐賀県土砂等の埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」
を制定し、10月1日から施行します。

令和2年7月

佐賀県土砂等の埋立て等による土壤の汚染

令和2年10月1日施行

土砂の埋立て・盛土・たい積



及び災害の発生の防止に関する条例の概要

許可が必要な土砂の埋立て等

● 許可の対象

土砂の埋立て等に供する区域の面積が3,000m²以上、かつ高さ1m以上である場合は、原則、県の許可を受ける必要があります。



● 対象となる土砂の埋立て等

土地の埋立て、盛土、たい積を行う行為が対象となります。

なお、たい積には、他の場所への搬出を目的とした一時的なたい積を含みます。



● 対象となる土砂

砂、礫(れき)、砂質土、礫質土、シルト、粘土などと、それらに混入または付着しているものをいいます。

構造基準

埋立て等完了時の構造基準が決まっています。

(条例10条、規則9条)

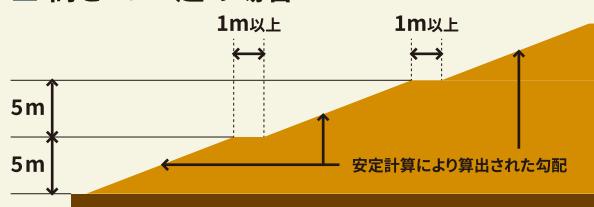
※一時的なたい積の場合は、最大たい積時の構造

● 埋立て等の高さに応じたのり面勾配

■ 高さ10m超

安定計算の結果、安全が確保される勾配

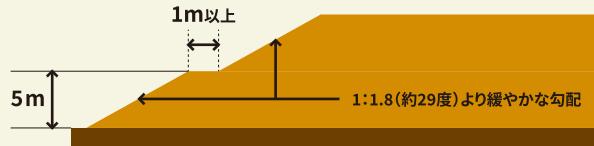
■ 高さ10m超の場合



■ 5m超10m以下

のり面の上端と下端の水平距離が高さの1.8倍以上

■ 高さ5m～10mの場合



■ 1m以上5m以下

のり面の上端と下端の水平距離が高さの1.5倍以上

■ 高さ1m～5mの場合



● 高さ5mごとに幅1m以上の段の設置

など

条例制定の背景

土砂の埋立て等については、佐賀県環境の保全と創造に関する条例の中で規定していましたが、近年の豪雨等の影響で、残土処分場からの土砂の大量流出が発生したこともあり、県民の生活環境を保全し、生活の安全を確保するために新しい条例を制定しました。

事業者等の責務

● 土砂の埋立て等を行う方

汚染崩落等の発生を未然に防止するために必要な措置を講じなければなりません。また、埋立て等を行う区域の周辺地域の住民の理解を得るよう努めなければなりません。

● 土地を所有している方

土砂の埋立て等のために土地を提供しようとするときは、汚染崩落等の発生の恐れがないことを確認しなければなりません。また、不適正な埋立て等が行われていることを知ったときは、速やかに県に通報しなければなりません。

● 土砂を発生させる方

発生する土砂の量を抑制するよう努めなければなりません。また、発生させた土砂の汚染の状況を確認し、土壤汚染のおそれのある土砂を排出しないよう努めなければなりません。

● 土砂を運搬する方

運搬する土砂の汚染の状況を確認し、土壤汚染のおそれのある土砂を運搬しないように努めなければなりません。

安全基準

安全基準に適合しない土砂を埋立て等してはいけません。(条例7条)

県が土砂や埋立て区域から流れ出る雨水等を検査し、安全基準に適合しないときは、必要な検査や措置の実施を命令することがあります。(条例21条)

土砂の安全基準

土壤の汚染に係る環境基準(平成3年環境庁告示第46号)を適用

水質の安全基準

地下水の水質汚濁に係る環境基準(平成9年環境庁告示第10号)を適用



土砂の埋立て等を行うための手続き

許可要否確認

【特定事業】土砂の埋立て等に供する区域の面積が3,000m²以上(条例2条)

【適用除外】(条例2条・8条・規則3条・5条・6条)

- 廃棄物最終処分場、汚染土壤埋立処理施設、土壤汚染指定地区での汚染除去等の措置として行われる埋立て等
- 高さ1m未満の埋立て等
- 国、地方公共団体、公共的団体^{*1}が行う埋立て等
- 他の法令^{*2}で構造に関する審査が行われる土砂の埋立て等
- 同一区域内での埋立て等
- 採石法及び砂利採取法の規定により認可された採取計画に基づき、採取された土砂等を販売するために当該認可に係る場所において一時的に行う土砂の埋立て等
- 非常災害のために必要な応急措置として行う埋立て等 など

許可申請前

【関係者への周知説明】(条例5条・8条・規則7条)

- 土地所有者等への事業説明
- 周辺住民への事業内容周知

許可申請

【申請窓口】佐賀県県民環境部循環型社会推進課

【提出書類】(条例9条・26条・規則8条)

- 許可申請書(氏名、住所、埋立て等を行う区域の位置・面積等)
 - 添付書類(土地の使用権原を証する書類、周辺住民等への周知状況説明書、施工に関する計画書、関係図面、土砂の量の計算書、資金の調達計画書等)
 - 申請手数料(新規:58,000円、変更:29,000円、譲受け:29,000円)

審査

【許可基準】(条例10条・規則9条)

- 申請者が条例に定める欠格要件に該当しないこと
- 埋立て等を的確に、かつ、継続して行える資力を有すること
- 現場事務所が設置され、かつ、現場責任者が置かれること
- 土砂の埋立て等の構造が基準に適合していること
- 土砂の崩落等の発生防止措置が講じられていること など

許可

【届出事項】

- 着 手 届／事業着手日から10日以内に県に届出(条例12条、規則11条)
- 土砂搬入届／土砂を搬入しようとするとき県に届出(条例13条、規則12条)
(採取場所ごと、5,000m³ごとに届出。採取元証明書の添付)

【その他主な義務事項】

- 土砂等管理台帳の作成及びその写しを県に提出(毎月)(条例14条、規則13条)
- 周辺住民等への関係書類の閲覧(条例15条)
- 標識の掲示、境界標の設置(条例16条、規則14条)
- 関係書類の保存(完了・廃止・取消し後3年)(条例24条)

完了届

【届出事項】

- 事業完了後遅滞なく県に届出(条例18条、規則16条)

▶ ※1：次の公共的団体が行う土砂の埋立て等は、この条例の規定による県の許可是不要です。

- 西日本高速道路
- 日本下水道事業団
- 独立行政法人
- 国立大学法人
- 大学共同利用機関法人
- 地方住宅供給公社
- 地方道路公社
- 土地開発公社
- 地方独立行政法人
- 公立大学法人
- 土地改良区及び土地改良区連合（土地改良法の規定に基づく土地改良事業を行う場合に限る）
- 土地区画整理組合（地区画整理法の規定に基づく地区画整理事業を行う場合に限る）
- 市街地再開発組合（都市再開発法の規定に基づく市街地再開発事業を行う場合に限る）
- 国又は地方公共団体が出資金等の1/2以上を出資している法人で土砂の適正処理能力があると認めたもの

▶ ※2：次の法律の規定による許可、認可、承認等を受けて行う土砂の埋立て等は、この条例の規定による県の許可是不要です。

- 土地改良法
- 漁港漁場整備法
- 港湾法
- 森林法
- 道路法
- 農地法
- 土地区画整理法
- 都市公園法
- 海岸法
- 駐車場法
- 地すべり等防止法
- 宅地造成等規制法
- 河川法
- 都市計画法
- 都市再開発法
- 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
- 農業振興地域の整備に関する法律
- 都市緑地法
- 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

詳しくは

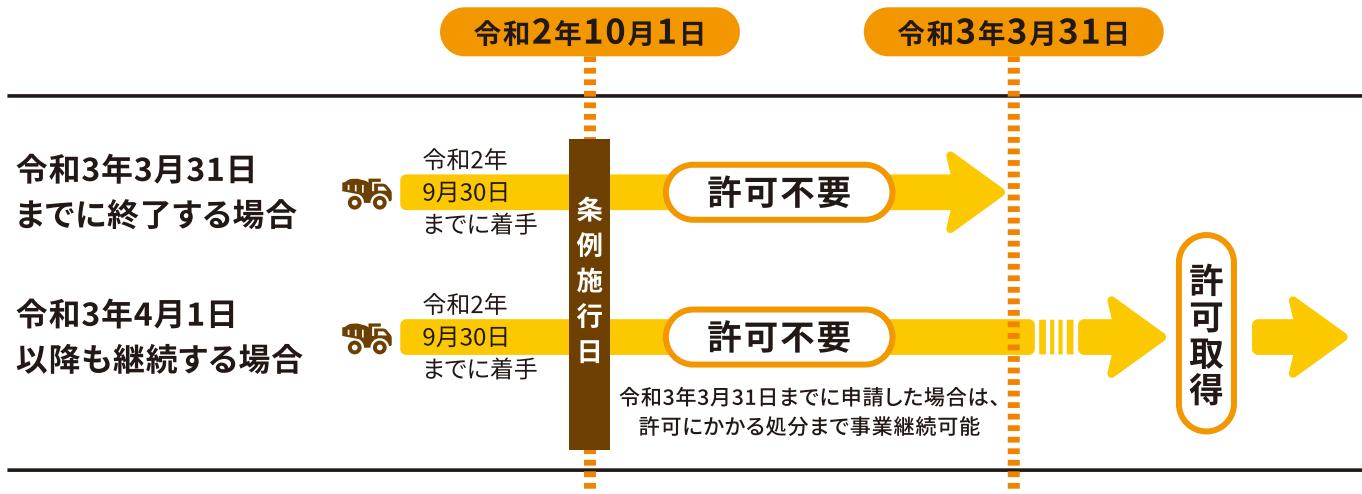
佐賀県循環型社会推進課へお問い合わせください。

TEL:0952-25-7108 FAX:0952-25-7109
✉ junkangatasyakai@pref.saga.lg.jp



経過措置

条例施行時（令和2年10月1日）、既に事業を行っている場合は、県の許可を受けずに事業を継続できる期間があります。





よくある質問

Q₁ 許可が不要な埋立て等について、条例に基づく留意点等はありますか？

A₁ 特定事業(3,000m²以上)については、許可の要否に関わらず、安全基準等に適合しない土砂を使用した埋立て等を禁止しています。(条例第7条)また、県はこれらの事業場等に立入検査を行うことができ、命令や罰則の対象にもなります。なお、事業規模(面積)に関わらず、事業活動を行うに当たっては、汚染崩落等の発生の未然防止に努めなければなりません。(条例第5条)

Q₂ 土砂等の埋立て等を行う際、土壤検査が必要になるのでしょうか？

A₂ 採取元の履歴情報等に応じて、土壤検査の必要性を適切に判断してください。また、検査以外の確認方法として、目視等により汚染が疑われる色調の異常や異物混入等を確認する方法が考えられます。

Q₃ 3年間ごとに2,000m²の埋立てを行い、9年間で6,000m²の埋立て等を行う場合、許可是必要ですか？

A₃ 事業の全体計画(面積)で許可の要否を判断しますので、質問のケースでは許可が必要となります。なお、申請にあたっては、6,000m²の全体計画(完了時の計画図面等)が必要となります。

Q₄ 3,000m²未満の埋立て等を複数箇所で行う場合、それぞれ許可是不要？

A₄ 事業の物理的一体性(事業場が隣接しているか等)、時期的近接性(事業の施工時期が近接しているか等)、機能や計画の一体性(排水施設が共有されているか、事業目的が類似しているか等)等から事業の同一性を判断し、面積を合計して許可の要否を判断することができます。
該当する可能性がある場合は、個別にご相談ください。

Q₅ 誰が許可を受けなければならないのですか？

A₅ 特定事業を行おうとする者が申請者となる必要があります。埋立てを直接行う事業者、埋立てを発注した開発業者又は埋立てを依頼した土地所有者も申請者となり得ます。

Q₆ 許可申請等は、保健福祉事務所や土木事務所でできますか？

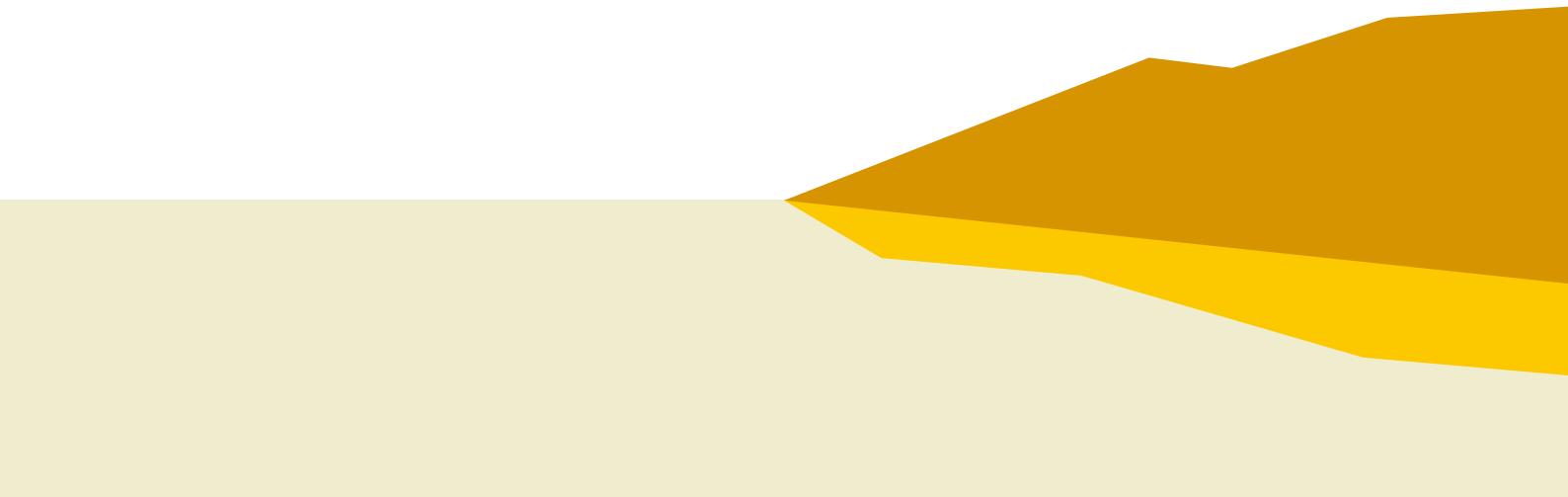
A₆ 申請・届出等の受付は全て県庁の循環型社会推進課で行います。なお、申請書等様式は県HPからダウンロードできます。
● 県HPのサイト内検索で 検索
<https://www.pref.saga.lg.jp/kiji00373601/index.html>

Q₇ 許可期間内に埋立て等が完了しなかった場合、許可是どうなりますか？

A₇ 許可期間終了後は無許可の状態になりますので、事業を継続したい場合は、許可期間内に許可申請を行い、新たな許可を得る必要があります。

Q₈ 佐賀市と小城市には類似の市条例がありますが、県条例と市条例のそれぞれの許可の対象となる事業については、県と市の両方の許可が必要になるのでしょうか？

A₈ 県の許可が必要な特定事業については、両市の許可は不要です。(両市の条例は適用されません。)



お問い合わせ ● 佐賀県 県民環境部 循環型社会推進課 産業廃棄物担当
TEL:0952-25-7108 FAX:0952-25-7109
✉ junkangatasyakai@pref.saga.lg.jp